

町名整理事業による住所変更に伴い必要となる主な手続き

※ 本人が住所変更手続きを要する項目については、「要、不要」の要の項目です。

変更手続きは施行日の12月1日(月)から行うことができます。施行前の変更はできませんのでご注意ください。

1. 役場に関する手続き

項 目	手 続 き		お 問 合 せ 先
	要・不要	取 扱 い ・ 手 続 き の 方 法	
印鑑登録証 住民票、戸籍	不 要	役場で変更します。	町 民 課 0178-56-2246
国民健康保険証 後期高齢者保険証	原則 不要	そのままでもお使いいただけますが、身分証明書として使用等の場合には環境保健課または町民課窓口で新住所へ訂正いたします。(無料)	環 境 保 健 課 0178-56-4218
介護保険証 障害者手帳	原則 不要	そのままでもお使いいただけますが、身分証明書として使用等の場合には介護福祉課または町民課窓口で新住所へ訂正いたします。(無料)	介 護 福 祉 課 0178-56-4705
固定資産、 所得等の証明	不 要	役場で変更します。	税 務 課 0178-56-4704
農地基本台帳 の耕作証明	不 要	役場で変更します。	農 業 委 員 会 0178-56-4874

2. 国や県に関する手続き

項 目	手 続 き		お 問 合 せ 先
	要・不要	取 扱 い ・ 手 続 き の 方 法	
土地登記簿 建物登記簿等	場合により 必要	登記されている所有者欄の住所は、変更となりません。必要な方は、税務課に申請用紙がありますので、町民課からの住所変更証明書(無料)を添付し、法務局へ届け出ます。	青森地方法務局 (十和田支局) 0176-23-2424
自動車運転免許証	必要	原則は、「速やかに届出を行う」ですが、免許の更新時に変更しても良いとのこと。変更の際は、国民健康保険証、又は町民課、分庁サービス課、北部出張所から住所・本籍証明書(無料)を交付してもらい、三沢警察署へ届出をしてください。	三 沢 警 察 署 0176-53-3145
国民年金、 厚生年金関係	必要	厚生年金加入者については、事業所に住所変更の手続きをしてください。	日 本 年 金 機 構 八 戸 年 金 事 務 所 0178-44-1742
	不 要	国民年金、国民年金被保険者の住所は自動変更します。ただし、住所地と異なる場所に書類の送り先を設定している方は、届出が必要です。届出書は、町民課、分庁サービス課に備え付けてあります。それぞれの窓口に提出して頂ければ、町で日本年金機構八戸年金事務所へ届けます。	

項 目	手 続 き		お 問 合 せ 先
	要・不要	取 扱 い ・ 手 続 き の 方 法	
変更前の住所で差し出された郵便物の取り扱い	-	郵便局で調査のうえ、配達可能な郵便物は配達しますが、お知り合いの方等へは、機会を捉えて新住所をお知らせいただくようお願いします。	郵便局
貯金通帳、非課税貯金	必要	新住所が確認できるもの(国民健康保険証、町で発行する住所・本籍証明書(無料))、通帳を持参のうえ、郵便局の窓口に届出ください。	
簡易保険証書	不要		
NTT加入者住所	場合により必要	・NTTで変更しますが、変更漏れがあった場合は局番なしの「116」までお電話で連絡をお願いします。 ・携帯電話・PHS・NTT以外の固定電話からの変更は「0120-116-000」です。	N T T 局 番 な し 1 1 6
電気使用者の住所	場合により必要	東北電力で変更しますが、変更漏れがあった際は、連絡してください。	東 北 電 力 0120-175-466
普通預金 定期預金証書 当座資金	必要	新住所が確認できるもの(国民健康保険証、町で発行する住所・本籍証明書(無料)、印鑑(届出印)、通帳を持参し、本人が銀行等の窓口で届出をしてください。 ※届出が必要ない金融機関もありますので、金融機関へお問合せください。	各 金 融 機 関
生命保険 損害保険等証書 自賠責保険証書	-	住所変更の手續きが必要となる場合がありますので、各保険会社にお問い合わせください。	各 保 険 会 社

※ お問い合わせ:おいらせ町役場企画財政課(電話 0178-56-4273)

年賀はがきの取り扱いについて

(はがきを差し出す場合)

■2015年年賀状を作成している方で、差出人住所を旧住所で作成している場合
⇒そのままご利用いただけます。

■2015年年賀状を作成していない方の場合
⇒差出人住所を新住所にて作成していただくようお願いします。

(はがきを受け取る場合)

■新住所、旧住所とも住所地に到着します。